

働き方改革関連法対応のための 待 遇 差 対 応 研 修

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人名北労働基準協会

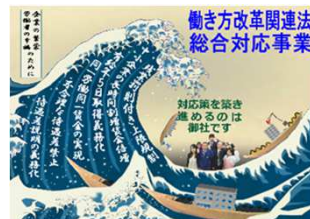
平成30年6月29日に成立した「働き方改革関連法」は、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等を目指すもので、全ての企業に重大な影響を与える、労働界では“戦後最大の波”とも言えるものです。

その中でも、同一労働同一賃金は、同一企業等内で、正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもので、企業では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても、労働者が納得を得られる処遇や多様な働き方への対策を講じなければなりません。

しかしながら、“同一労働同一賃金の実現”は、本年6月1日の最高裁長澤運輸事件では、定年後継続雇用のドライバーの賃金引き下げを認める判断が示されましたが、高齢継続雇用者に関するもので、現政権の「『非正規』という言葉を一掃する」との政策に変わりはありません。なお、同日の最高裁ハマキョウレックス事件では、契約社員に諸手当が支給されないことを不合理な労働条件格差としており、現在、全労働者の中で非正規労働者の占める割合が37.3%に増加した中では、企業の人材活用の仕組みを大きく変える状況となりかねません。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」の中でも、同一労働同一賃金への対策構築や対応リーダーの育成のために、「待遇差対応研修」を実施します。

企業の繁栄と労働者の幸福に繋がる関係法への対応を行うため、多くの企業の皆様にご活用いただきますようご案内申し上げます。



長澤運輸事件
定年後継続雇用したドライバーの賃金を2割引き下げたことが期間の定めの有無によるもので不合理と訴えた事案
ハマキョウレックス事件
契約社員のドライバーが、正社員にのみ諸手当等が支給されるのは労働法に抵触する不合理な労働条件として差額を求めた訴訟

日時

①令和2年7月16日(木) ②令和2年11月25日(水)
③令和3年2月9日(火) いずれか1日 9時30分～16時30分

講師



朋労務コンサルタントオフィス 所長
一般社団法人名北労働基準協会 労働相談室
社会保険労務士 藤原 朋子

【プロフィール】

名北協会主催の社会保険労務士試験受験対策講座（派遣法を含む労働保険一般常識担当）、労働実務専門講座就業管理コース（派遣法を含む雇用関係法研修担当）、企業出張教育など講習会やセミナーの講師を数多く行う。また、名北労働基準協会労働相談室長として、各企業の労働問題等に関する問い合わせに対応する専門家。

なお、社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの顧問でもあり、実務の最前線でも活躍中。

内容

1. 賃金格差の実態

正社員はこんなに給料をもらっている！

2. 日本の企業に多い賃金形態

長期雇用を見込んだ正社員の賃金カーブと有期雇用者の差

3. 賃金格差に関する過去の紛争事例

同じ仕事をしているのにこの賃金差は許せない！

4. 働き方改革法による短時間労働者

有期雇用労働者の賃金格差は正

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正

5. 同一労働同一賃金ガイドライン

正社員と非正規職員、どういう待遇差がいけない？

6. 派遣労働者の賃金格差の是正

「労働者派遣法」の改正

7. 正社員定年退職後の賃金格差の取り扱い

定年後に急に給料が下がったけど・・・

8. 同一労働同一賃金を実現していく上での問題点

平等な待遇を目指すには、準備しなければならないことがあります

会場

一般社団法人名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1

対象

経営者、管理者、
労務・安全衛生のご担当者 など

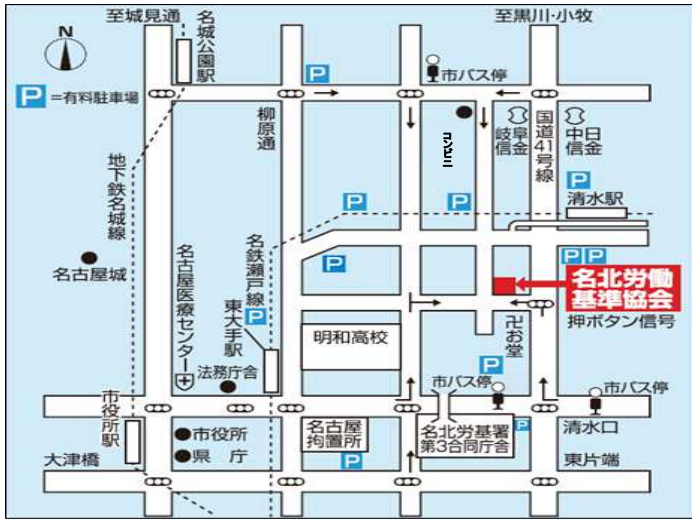
会費

会員 9,420円
非会員 11,510円 (昼食・消費税を含む)

定員

50名

会場略図



一般社団法人 名北労働基準協会

名古屋市北区清水1-13-1

TEL : 052-961-1666 FAX : 052-962-1670

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分

「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分

「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分

※会場には受講者専用駐車場がありません。
公共交通機関でお越しください。
車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。充分時間を見ていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/原田市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

待遇差対応研修申込書

令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号	
事業場名			T E L ()	—
			F A X ()	—
所在地	〒	事業内容		名
		労働者数		
受講者名	記入不要 講習番号	記入不要 受講番号	氏名・性別	
			フリガナ 男・女	
			所属部署・職名	
			受講日(ご記入ください) 令和 年 月 日	
会費支払時期	月 日 (銀行支払・現金書留・事務局窓口)にて支払予定			
受講票送付先	受講者本人・担当者(部署) 様			

※ 会員番号①は(一社)名北労働基準協会会員の場合のみ封筒表面の番号をご記入ください。受講番号②ご記入は不要です。

※ この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回申込みいただいたセミナーの参加資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。